

茨城工業高等専門学校留学取扱要領

〔平成元年2月1日
制 定〕

- 第1** 本校における留学に関する取扱いについては、茨城工業高等専門学校留学規則（以下「規則」という。）第8条の規定に基づきこの要領の定めるところによるものとする。
- 第2** 留学の許可は、当分の間、第1学年から第3学年までに在籍する者を対象とする。
- 第3** 留学の許可は、前年度までの成績及び留学当初に在籍する学年において履修すべき全教科科目と特別教育活動の仮評価が良好な者に対して行う。教科科目及び特別教育活動の仮評価は、留学願の提出後に科目担当教員及び学級担任教員が行う。
- 第4** 留学による出国日が1月から3月の間の場合、留学当初に在籍する学年の成績の評価は、出国日までの成績によって行うものとする。なお、進級に必要な単位の認定は、学年末における認定会議において審議する。
- 第5** 復学後の学年は、原則として留学時の学年の1年上の学年とする。
- 第6** 規則第7条に定める単位の認定は、留学による出国日が4月から12月の間の場合は留学当初に在籍する学年について行うものとし、出国日が1月から3月の間の場合は学年末における認定会議で留学中の成績及び帰国後の成績を勘案して行うものとする。
- 第7** 許可された留学の期間は、出席扱いとする。
- 第8** 学生指導要録には留学先、期間及び認定単位のみ記載する。

附 則

この要領は、平成元年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成3年2月27日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。